



誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして

# 第1期箕面市自殺対策推進計画

【令和3年度改訂版】

計画期間

平成31年(2019年)3月～令和6年(2024年)3月

令和4年(2022年)3月31日

箕面市



はじめに

我が国の自殺者数は、平成9年までは2万人台で推移していましたが、平成10年の経済情勢の悪化等により一気に8,000人あまり増加したことにより初めて3万人を超え、その後、平成23年まで14年連続して3万人を超える状況が続いていました。それ以降は減少傾向となり、令和元年には20,169人まで減少しました。

このような状況のもと、令和2年1月にわが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、その後全国に拡大し、政府の緊急事態宣言に伴う外出自粛や就労環境の変化が、人々のつながりや社会、家族、コミュニティの分断、失業を生じさせるなど私たちの生活に極めて大きな影響を及ぼしました。

これら社会環境の変化により、これまで減少していた自殺者数は、令和2年はリーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成21年以来11年振りに増加に転じ、前年比912人（約4.5%）の増加（警察庁自殺統計より）となり、その特徴としては10代、20代の女性の増加が顕著となっています。

また、有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、令和2年7月～12月の自殺者が全国的に急増する事態が発生し、本市でも同様に自殺者の増加が認められました。

このコロナ禍における影響が一時的なものかどうか今後注視していく必要はありますが、これまでの人とのつながりが分断されるなど、環境や社会生活が大きく変わったことによる新たな自殺対策を講じていく必要があります。

本市では、自殺対策基本法第13条の「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「箕面市自殺対策推進計画」を策定し、自殺予防のための人材育成や正しい知識の普及啓発等を実施するとともに、市内の保健・福祉・教育等の分野で実施される各対策の進捗管理等を行い、次段階の自殺対策へ向けた評価を実施する予定としていましたが、コロナ禍の影響に加え令和3年4月1日に地域共生社会の実現のため社会福祉法が一部改正され、その中で生活困窮者等の地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供することになるなど、平成30年度の本計画策定時と社会情勢等が大きく変わったことから「箕面市自殺対策推進計画」を見直すこととしました。

今後も、本計画書に基づき、「誰一人取り残さない」「誰も自殺に追い込まれることのない」まちづくりをめざし、自殺予防を推進していきます。

# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

- 1-1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 本計画の位置づけ及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 箕面市における自殺の状況

- 2-1 箕面市における自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-2 箕面市の自殺の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-3 箕面市の自殺の特徴まとめ・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 自殺対策の基本的な考え

- 3-1 国の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3-2 本市の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第4章 施策の体系

- 4-1 本市の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4-2 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4-3 自殺対策所管部署（地域保健室）の取り組み・・・・ 29

## 第5章 計画の進行管理

- 5-1 推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5-2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 資料

- 1\_\_相談機関一覧
- 2\_\_計画の進捗状況